

都城市乳児等通園支援事業の認可手続等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業について、法第34条の15第3項各号に規定する認可手続、法第34条の17に規定する立入調査、指導、改善の勧告、事業の制限及び停止並びに法第58条第2項に規定する認可の取消しを行うに当たり、必要な事項を定める。

(認可の申請)

第2条 法第34条の15第2項の規定により、乳児等通園支援事業の認可を受けようとする者は、乳児等通園支援事業認可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出する者は、前項の申請書に、当該申請が都城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第32号。以下「条例」という。）に規定する要件に適合していることを証する書類を添付しなければならない。ただし、条例第20条第3項に定める余裕活用型乳児等支援事業（以下「余裕活用型事業」という。）を行おうとする事業者については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項及び同法第43条第1項の確認等において既に確認を行っている場合については、書類の添付を省略することができるものとする。

3 第1項の申請を行おうとする者は、事前に市長と協議しなければならない。ただし、余裕活用型事業を行おうとする事業者については、事前協議を省略することができるものとする。

(認可の基準)

第3条 認可の基準は、法及び条例に規定する乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に定めるところによるものとする。

2 市長は、前条第1項に規定する申請に対する認可の適否に当たっては、児童数の推移、施設等の利用に係る待機の状態等地域の実態、付近の特定教育・特定地域型保育事業の設備状況等を十分に勘案するものとし、前項の基準を満たすものであっても当該申請による乳児等通園支援事業が必要であると認められない場合

は、認可しないものとする。

（こどもまんなか会議の意見の聴取）

第4条 市長は、乳児等通園支援事業を認可しようとするときは、あらかじめ都城市こどもまんなか会議の意見を聴かなければならない。

2 前項の都城市こどもまんなか会議の意見を聴くに当たり、あらかじめ都城市乳児等通園支援事業候補者選定委員会において、認可の適否について審査するものとする。

（認可の決定等の通知）

第5条 市長は、第2条第1項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、認可する場合は乳児等通園支援事業認可決定通知書（様式第2号）により、認可しないことと決定したときは乳児等通園支援事業不認可決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知する。

（休止又は廃止の届出）

第6条 前条の規定により乳児等通園支援事業の認可を受けた者が、当該事業を休止又は廃止する場合は、乳児等通園支援事業（休止）届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（変更の届出）

第7条 第5条の規定により乳児等通園支援事業の認可を受けた者が、乳児等通園支援事業認可申請書に記載した内容について変更する場合は、乳児等通園支援事業変更届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（休止又は廃止の承認）

第8条 市長は、第6条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、廃止又は休止を承認したときは、乳児等通園支援事業（休止）承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（変更の承認）

第9条 市長は、第7条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、変更を承認したときは、乳児等通園支援事業変更承認通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（立入調査）

第10条 市長は、法第34条の17第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業者に対し、次に掲げる立入調査を行うことができる。

(1) 一般立入調査 定期的に行う立入調査をいう。

(2) 特別立入調査 市長が必要と認めた場合に臨時に行う立入調査をいう。

2 立入調査は、調査の期日その他必要な事項を乳児等通園支援事業者に事前に通知して行うものとする。ただし、緊急に立入調査をする必要があると市長が認めるときは、この限りでない。

(指導及び改善の勧告)

第11条 市長は、前条に規定する立入調査の結果、児童の処遇等に適切を欠くと認められる乳児等通園支援事業者に対して、法第34条の17第3項の規定に基づき、必要な指導及び改善の勧告（以下「勧告等」という。）を行うものとする。

2 市長は、前項の勧告等を行ったときは、事後適当な時期に報告を求め、又は立入調査を行い、改善を確認するものとする。

(事業の制限及び停止並びに認可の取消し)

第12条 市長は、乳児等通園支援事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、法第34条の17第4項の規定に基づく事業の制限及び期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止又は法第58条第2項の規定に基づく認可の取消し（以下「制限処分等」という。）を行うことができる。

(1) 申請書に虚偽の記載を行うなど、不正の手段により認可を受けたことが判明したとき。

(2) 認可の要件を満たさなくなったとき。

(3) 第7条に規定する変更の届出を行わなかったとき、又は虚偽の変更の届出を行ったとき。

(4) 正当な理由がなく立入調査を拒んだとき。

(5) 財政状況の悪化等により事業の実施が困難であると認められるとき。

(6) 適切な運営を確保するために市が行う指導及び改善の勧告に正当な理由がなく従わないとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めるとき。

2 市長は、制限処分等を行うときは、乳児等通園支援事業認可（制限・停止・取

消) 決定通知書(様式第8号)により乳児等通園支援事業者に通知する。

(聴聞等)

第13条 市長は、乳児等通園支援事業者が、制限処分等に該当すると認められる場合は、当該乳児等通園支援保育事業者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(廃止及び休止並びに事業の制限及び停止並びに認可の取消しのときの措置)

第14条 乳児等通園支援事業者は、第8条に規定する廃止若しくは休止を承認されたとき、又は制限処分等を受けたときは、利用者に不利益が生じないように適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(都城市乳児等通園支援事業候補者選定委員会の設置)

第15条 第4条の認可に対する都城市こどもまんなか会議の意見を、公平かつ適正なものとし、効率的に乳児等通園支援事業等候補者(以下「候補者」という。)を選定するため、都城市乳児等通園支援事業候補者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織)

第16条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、こども部長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員は、保育課長、障がい福祉課長、こども政策課長及びこども家庭課長をもって充てる。

(委員会の会議)

第17条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の選定方法)

第18条 委員会は、別に定める選定要綱に基づき、総合的な判断により、候補者を

選定するものとする。

(こどもまんなか会議への報告)

第19条 委員会は、候補者を選定したときは、当該選定の結果について都城市こどもまんなか会議に報告するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

都城市長 宛て

設置者 住所
代表者名

乳児等通園支援事業認可申請書

次のとおり児童福祉施設の認可を受けたいので、児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の規定により申請します。

1	事業種別					
2	事業開始希望日					
3	施設（園）	名称				
		所在地				
4	利用定員	0 歳児				
		1 歳児				
		2 歳児				
5	設備構造等	敷地	m ² 所有又は借用の別（所有 m ² 、借用 m ² ）			
		建物	建	建面積	m ²	延面積 m ²
		種類	室数	面積	調理室 有 無 調理人専用便所 有 無 乳幼児用便所 有 無 沐浴設備 有 無	
		乳児室				
		ほふく室		m ²		
		保育室		m ²		
		遊戯室		m ²		
		その他		m ²		
		合計		m ²		
		屋外遊技場	m ²			
		6	職員配置	施設長氏名		
保育従事者	人					
調理員	人					
その他	人					
計	人					
7	保育日・時間	保育を行う日				

		保育時間	平日
			土曜日
			日・祝日
8	名称・所在		
9	運営方針・保育目標・保育計画		
10	食事の提供方法		
11	衛生管理		
12	利用者・職員の健康管理		
13	職員の資質向上への取組		
14	防犯・防災への備えと対応		
15	事故防止と事故発生時の対応		
16	秘密保持・個人情報保護への対応		
17	相談・苦情対応		

様式第 2 号（第 5 条関係）

都城市指令第 号
年 月 日

様

都城市長 印

乳児等通園支援事業認可決定通知書

年 月 日付けで申請された乳児等通園支援事業について、次のとおり認可を決定したので、通知します。

種 別	
定 員	
特記事項	

注意事項

様式第3号（第5条関係）

都城市指令第 号
年 月 日

様

都城市長 印

乳児等通園支援事業不認可決定通知書

年 月 日付けで申請された乳児等通園支援事業について、次のとおり不認可を決定したので、通知します。

種 別	
認可しない理由	
特記事項	

（教示）

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都城市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、都城市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において都城市を代表する者は、都城市長です。ただし、当該審査請求に対する裁決の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 4 号（第 6 条関係）

年 月 日

都城市長 宛て

設置者住 所
代表者名 印

乳児等通園支援事業廃止（休止）届出書

年 月 日付けで認可を受けた乳児等通園支援事業について、次のとおり廃止（休止）することについて、承認を受けたいので、都城市乳児等通園支援事業の認可手続等に関する規則第 6 条の規定に基づき届け出ます。

施設の名称	
施設の所在地	
設置主体	
経営主体	
認可年月日	年 月 日
廃止（休止）の理由	
利用者への対応	
財産の処分	
廃止の期日又は 休止予定期間	

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

都城市長 宛て

設置者住 所
代表者名 印

乳児等通園支援事業変更届出書

年 月 日付けで認可を受けた乳児等通園支援事業について、
次のとおり認可事項について変更が生じたので、届け出ます。

施設の種別		
施設の名称		
変更 事 項	変更前	
	変更後	
変更希望期日		年 月 日
変更理由		

様式第 6 号（第 8 条関係）

都城市指令第 号
年 月 日

都城市長 宛て

都城市長 印

乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書

年 月 日付けで届出を受けた乳児等通園支援事業について、次のとおり休止・廃止を承認したので、通知します。

施設の種別	
施設の名称	
休止・廃止期日	年 月 日
特記事項	

様式第 7 号（第 9 条関係）

都城市指令第 号
年 月 日

都城市長 宛て

都城市長 印

乳児等通園支援事業変更承認通知書

年 月 日付けで届出を受けた乳児等通園支援事業について、次のとおり認可事項の変更を承認したので、通知します。

施設の種別	
施設の名称	
変更事項	
変更期日	年 月 日
特記事項	

様式第 8 号（第 1 2 条関係）

都城市達第 号
年 月 日

様

都城市長 印

乳児等通園支援事業認可（制限・停止・取消）決定通知書

年 月 日付けで届出を受けた乳児等通園支援事業について、次の理由により（事業の制限、事業の停止、認可の取消し）を決定したので、通知します。

施設の種別	
処分（制限・ 休止・取消等）	
処分期日	年 月 日
処分の理由	
指示事項等	

（教示）

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、都城市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、都城市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において都城市を代表する者は、都城市長です。ただし、当該審査請求に対する裁決の翌日から起算して 1 年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。